

第6期浜松市障がい福祉実施計画（案） 第2期浜松市障がい児福祉実施計画（案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



SDGs（持続可能な開発目標）とは

持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。



浜松市は、平成30年6月に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画の取り組みもSDGsに通ずるものとして各事業を推進してまいります。

令和3（2021）年3月
浜松市

〔漢字表記について〕

浜松市では、障害の「害」の字に否定的なイメージが強い
ため、平仮名表記としています。

ただし、法律名や固有名詞等は漢字で表記します。

〔音声版について〕

本計画は、視覚障がいのある人のために音声版を作成して
います。

目次

第1章 計画の概要

1	計画の目的.....	3
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	4
4	計画で定める項目.....	4
5	計画の基本理念.....	5
6	計画の策定及び評価体制.....	5
	（1）策定体制.....	5
	（2）評価体制.....	6
7	第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況.....	7
	（1）数値目標.....	7
	（2）障害福祉サービス.....	9
	（3）地域生活支援事業.....	10
	（4）児童福祉法に規定するサービス.....	11

第2章 令和5年度の成果目標

1	福祉施設入所者の地域生活への移行.....	15
2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	17
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	18
4	福祉施設から一般就労への移行.....	19
5	障がい児支援の提供体制の整備等.....	21
6	相談支援体制の充実・強化等.....	22
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組にかかる体制の構築.....	23

第3章 福祉サービスの見込量

《第6期障がい福祉実施計画》	28
1 障害福祉サービス	28
(1) 訪問系サービス	28
(2) 日中活動系サービス	30
(3) 居住系サービス	33
(4) 相談支援	35
2 地域生活支援事業	37
(1) 必須事業	37
(2) 任意事業	45
《第2期障がい児福祉実施計画》	46
1 児童福祉法に規定するサービス	46
(1) 障害児通所支援	46
(2) 障害児入所支援	48
(3) 障害児相談支援	49
(4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置	49

資料編

1 障がいのある人の状況	53
(1) 身体障がい	54
(2) 知的障がい	57
(3) 精神障がい	59
(4) 発達障がい	62
(5) 難病	62
2 障害福祉サービス支給決定者の状況	63
3 施設・事業所等の状況	64
4 策定経過	66

5	浜松市障害者施策推進協議会.....	67
	（1）浜松市障害者施策推進協議会条例.....	67
	（2）浜松市障害者施策推進協議会の委員.....	69
6	障がい福祉に関するアンケート調査.....	70
	（1）目的.....	70
	（2）実施概要.....	70
7	パブリック・コメント.....	71
	（1）目的.....	71
	（2）実施概要.....	71

第1章

計画の概要

1 計画の目的

「第6期浜松市障がい福祉実施計画・第2期浜松市障がい児福祉実施計画」（以下「本計画」）は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」。）第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、国の定める基本指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号：令和2年5月19日改定）（以下「基本指針」）に則し策定するものです。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するための障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）を提供するための体制確保が計画的に図れるようにすることを目的とします。

なお、第6期浜松市障がい福祉実施計画と第2期浜松市障がい児福祉実施計画は一体のものとして策定いたします。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

なお、本計画は、障害者基本法の規定に基づき浜松市が策定した「第3次浜松市障がい者計画」（以下「障がい者計画」という。）における分野別施策「2 生活支援」に関する部分の実施計画として位置付けます。

○障害者総合支援法第88条（市町村福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み

3 計画の期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



4 計画で定める項目

- 本計画の基本理念
- 令和5（2023）年度の成果目標の設定
- 令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障害福祉サービス及び障がい児支援体制整備の見込量及びその確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項
- 本計画の達成状況の点検及び評価

5 計画の基本理念

本計画は、障がい者計画における分野別施策の「2 生活支援」に関する部分の実施計画と位置づけているため、障がい者計画と同一の理念とします。

『支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち』

障がいのある人一人ひとりが社会を構成する一員として、住み慣れた地域や家庭でいきいきと暮らすことを基本に、すべての人が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを目指します。

この基本理念を踏まえ、障がいのある人の視点に立ち、ライフステージに応じた総合的な支援を地域全体で進め、障がいのある人の生活の質の向上を図るよう、必要な障害福祉サービス等を提供します。

6 計画の策定及び評価体制

(1) 策定体制

本計画は、浜松市障害者施策推進協議会（以下「施策協議会」という。）、浜松市障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）市全体会や自立支援協議会当事者部会に意見をうかがい策定しました。

また、地域のニーズを把握し、その実態を踏まえたうえで計画を作成することから、福祉サービス利用者へのアンケート調査やパブリック・コメント¹を実施し、障がいのある人や関係者にご意見をいただき、関係者の声をこの計画に反映するよう努めました。

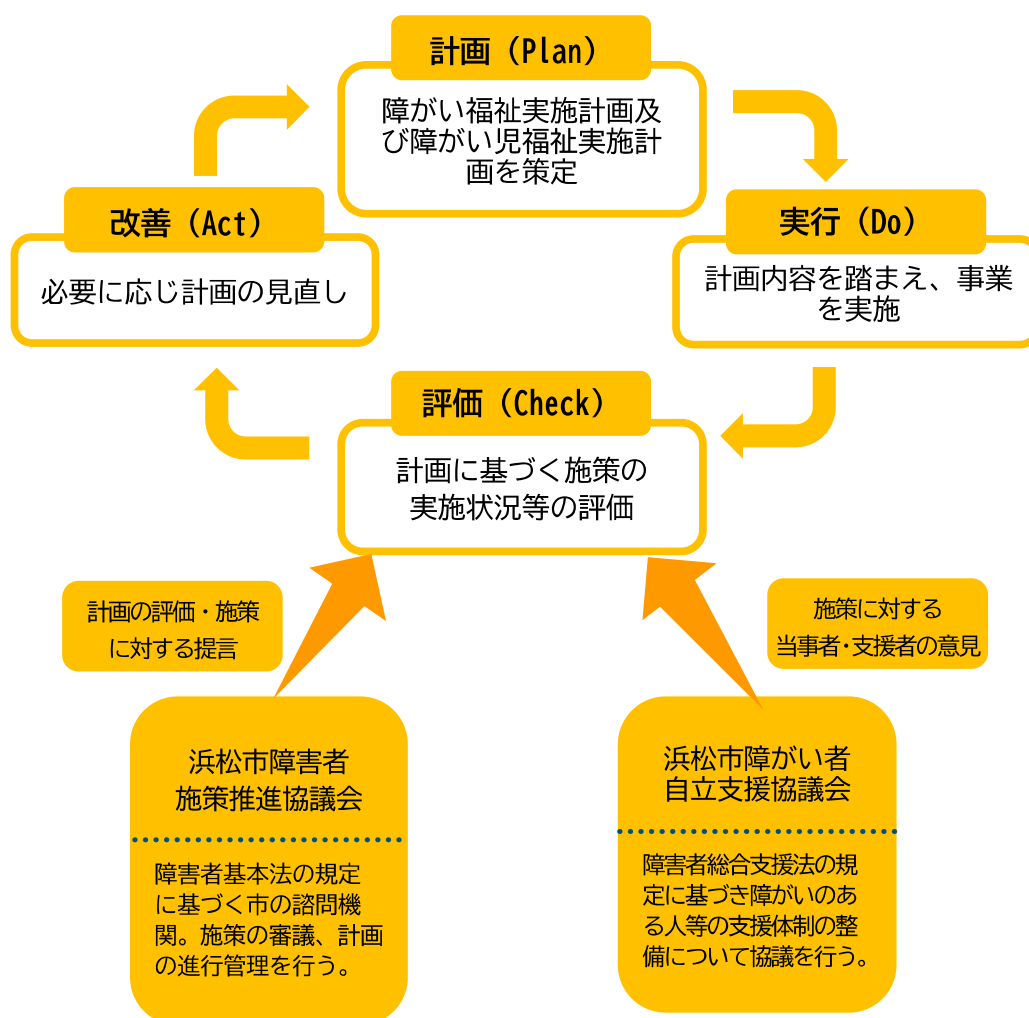
¹ パブリック・コメント：行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、この案に対して広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設け、行政機関は提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

(2) 評価体制

この計画に定める事項について、PDCA サイクルにより、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更その他の必要な措置を講じます。

また、PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況等について、少なくとも年1回、自立支援協議会当事者部会や施策協議会から点検・評価を受けるとともに、その結果について浜松市ホームページ等で公表します。

【PDCA サイクルのイメージ】



7 第5期浜松市障がい福祉実施計画及び 第1期浜松市障がい児福祉実施計画の進捗状況

第5期浜松市障がい福祉実施計画（以下「第5期計画」）の推進により、施設入所者の地域生活への移行と福祉施設からの一般就労への移行を進めてきました。

また、第1期浜松市障がい児福祉実施計画（以下「第1期児計画」という）では、増加している医療的ケア児の地域での支援体制の構築のため、関係機関との協議の場を設置し、検討してきました。

さらに、障がいのある人が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、地域の様々な社会資源との連携による地域生活支援拠点の整備を行ってきました。

（1）数値目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28（2016）年度末の施設入所者数639人のうち、令和2（2020）年度末までに、入所施設からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数の累計を目標値（人）として設定しました。

実績	第5期計画	目標値の根拠
	令和元年度 (2019)	
目標値（A）	65人	地域生活への移行に対するニーズや第4期計画の実績を勘案し設定。
実績（B）	38人	
達成率（B/A）	58.5%	
目標のために 行った施策	地域への移行により必要となる住まいの場としてグループホームの定員増加を図った。	

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域移行を促進するため、令和2（2020）年度までに保健、医療、福祉関係者による協議会を設置することを目標としました。

【実績】 自立支援協議会地域移行・定着専門部会にて地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理や意見交換を行うとともに、ワーキンググループを立ち上げ、精神障がいのある人の地域生活支援の仕組みづくりのために、必要な調査や検討を行いました。

③ 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人が「親なき後」も安心して地域で生活できるよう、家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行の支援や緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制の整備、地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を目標としました。

【実績】障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）が中心となり、相談、緊急時対応、人材育成及び地域の体制づくりの4つの取り組みを実施することで地域の体制整備を進めました。

④ 就労支援施設等から一般就労への移行

令和2（2020）年度中に一般就労に移行する人の目標値を174人としました。

実績	第5期計画		目標値の根拠
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
目標値(A)	145人	154人	法定雇用率の引き上げ等を考慮し設定。
実績(B)	150人	140人	
達成率(B/A)	103.4%	90.9%	
目標のために 行った施策	企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により一般就労への促進を図った。		

⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築ができるよう協議の場を設けることを目標としました。

【実績】自立支援協議会重心児・者及び医療的ケア専門部会を設置し、医療的ケアを必要とする障がい児が地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関との連携により支援体制の構築に向けて協議を行いました。

(2) 障害福祉サービス

	単位	平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込	実績	見込	実績	実績率
訪問系サービス						
居宅介護	人	792	769	851	758	89.1%
重度訪問介護	人	19	21	19	33	173.7%
同行援護	人	120	116	120	108	90.0%
行動援護	人	11	8	12	10	83.3%
日中活動系サービス						
生活介護	人	1,508	1,507	1,541	1,539	99.9%
自立訓練（機能訓練）	人	17	16	17	31	182.4%
自立訓練（生活訓練）	人	100	104	100	93	93.0%
就労移行支援	人	302	246	325	295	90.8%
就労継続支援 A 型	人	637	532	662	538	81.3%
就労継続支援 B 型	人	1,236	1,253	1,297	1,316	101.5%
就労定着支援	人	140	70	218	103	47.2%
療養介護	人	90	89	90	97	107.8%
短期入所（福祉型、医療型）	人	590	533	625	489	78.2%
居住系サービス						
自立生活援助	人	21	18	21	12	57.1%
共同生活援助	人	400	378	425	443	104.2%
宿泊型自立訓練	人	20	27	20	27	135.0%
施設入所支援	人	639	642	639	652	102.0%
相談支援						
計画相談支援	人	5,107	4,872	5,327	5,008	94.0%
地域移行支援	人	21	12	21	11	52.4%
地域定着支援	人	84	86	96	97	101.0%
<p>○訪問系サービスでは重度訪問介護はニーズが高く、目標値を上回っている状況です。</p> <p>○日中活動系サービスは、自立訓練（機能訓練）のニーズが高くなっています。</p> <p>○居住系サービスの共同生活援助は、グループホームの整備により定員が増加したため、利用が増加しています。</p> <p>○相談支援系サービスの計画相談支援は、サービスを利用する際必要になるサービス等利用計画を全員に作成しています。また、地域移行支援の実績値が計画値を下回っており、地域移行を促進するための取組を行っていきます。</p> <p>○重度障害者等包括支援は、現在指定事業所がないことから利用実績がありません。</p>						

(3) 地域生活支援事業

		平成 30 年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
相談支援事業	相談件数	30,200	30,155	31,498	29,489	93.6%
基幹相談支援センター	か所数	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業						
市長申立	利用件数	10	3	10	9	90.0%
報酬助成	利用件数	50	47	55	65	118.2%
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業	派遣件数	1,100	1,195	1,100	1,278	116.2%
要約筆記者派遣事業	派遣件数	80	67	80	87	108.8%
日常生活用具給付等事業	給付件数	17,167	16,353	17,724	16,702	94.2%
介護・訓練支援用具	給付件数	46	54	50	48	96.0%
自立生活支援用具	給付件数	80	90	82	83	101.2%
在宅療養等支援用具	給付件数	83	124	86	107	124.4%
情報・意思疎通支援用具	給付件数	474	330	481	659	137.0%
排せつ管理支援用具	給付件数	16,474	15,736	17,015	15,792	92.8%
居宅生活動作補助用具	給付件数	10	19	10	13	130.0%
奉仕員養成研修事業						
手話奉仕員養成講座	修了者数	60	55	60	41	68.3%
要約筆記者養成講座	修了者数	10	7	10	7	70.0%
移動支援事業	利用者数	343	335	372	349	93.8%
地域活動支援センター	か所数	7	7	7	6	85.7%
発達障害者支援センター運営事業	か所数	1	1	1	1	100.0%
日中一時支援事業	利用者数	606	620	586	591	100.9%
社会参加促進事業						
スポーツレクリエーション	実施回数	1	1	1	1	100.0%
芸術・文化	実施回数	2	2	3	3	100.0%
点字・声の広報	利用者数	180	150	180	149	82.8%
<p>○多くのサービスでおおむね計画どおりの実績となっています。</p> <p>○意思疎通支援事業における手話通訳者派遣は、利用者の高齢化に伴う医療関係の通訳依頼が増加しています。また、要約筆記者派遣は、学習関係の要約筆記による派遣が増えています。</p> <p>○点字・声の広報等の発行事業については、広報はままつの無料アプリを活用した読み上げ配信サービスを平成 30 (2018) 年から開始しており、アプリによる情報提供がはじまったことから、利用者が減少したと考えられます。</p>						

(4) 児童福祉法に規定するサービス

	単位	平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		
		見込量	実績	見込量	実績	実績率
障害児通所支援						
児童発達支援	人	1,057	1,036	1,160	1,099	94.7%
放課後等デイサービス	人	1,525	1,665	1,740	1,783	102.5%
保育所等訪問支援 (年度の合計)	人	818	755	899	770	85.7%
居宅訪問型児童発達支援	人	5	3	5	2	40.0%
障害児入所支援						
福祉型	人	46	46	46	47	102.2%
医療型	人	26	33	26	24	92.3%
障害児相談支援	人	2,985	3,277	3,342	3,580	107.1%
<p>○放課後等デイサービスは増加傾向にあり、発達障がいのある子どもが増加し、療育の需要が高いことがうかがえます。</p> <p>○子どものサービス利用の増加に伴い障害児相談支援の利用も増加しており、今後も増加することが見込まれます。</p>						

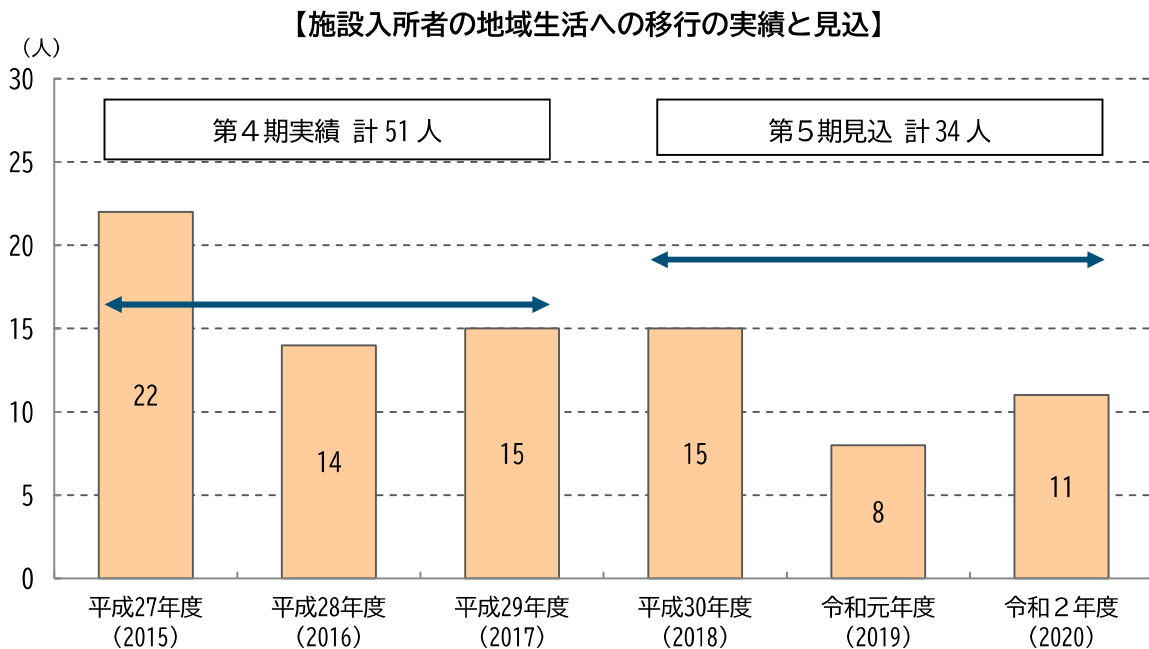
第2章

令和5(2023)年度の成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に則し、浜松市障がい福祉に関するアンケート調査の結果や第5期計画の進捗状況を踏まえて目標値を設定し、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- 本人が希望する地域で安心して暮らすことができる、地域生活への移行を推進します。
- 令和5（2023）年度末までに、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を目標値として設定します。



※平成27（2015）年度から令和元（2019）年度は実績値、令和2（2020）年度は見込値です。

【施設入所者の地域生活への移行の目標】

項目	数値	備考
基準値(平成29年度入所者数)	652人	
【目標値①】 入所施設からの地域移行	45人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
令和5年度末の入所者数	639人	令和5年度末の入所者数
【目標値②】 施設入所者削減数	0人	第5期計画(639人)からの入所者数削減見込数

【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とします。上記の数値を基本としつつ、これまでの実績と地域の実情を踏まえて設定します。
- ・令和5（2023）年度末の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和5（2023）年度末までに、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数 652人のうち、45人（基本指針6%で算出すると40人）が地域生活へ移行するものとします。
- ・施設入所者の地域生活への移行目標に合わせ、施設入所者数の削減目標も求められていますが、施設入所待機者数等をかんがみ、施設入所者数の削減は行いません。
- ・施設入所者が地域での自立生活を体験できる場を設け、地域生活へ移行しやすくする取り組みを行います。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう体制づくりを進めます。

【国の方針】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制づくりについて今後も計画的に推進します。
- ・取り組みの趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
 - ・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
 - ・精神病床における令和5（2023）年度末の1年以上長期入院者数を国推計式により設定
 - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後3か月時点の退院率69%以上
 - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後6か月時点の退院率86%以上
 - ・精神病床における令和5（2023）年度の入院後1年時点の退院率92%以上

【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和2（2020）年度に設置した協議の場において毎年2回協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための課題を共有し、解決のための方策を話し合います。
- ・退院率等の目標値については、県が目標設定するため、その目標を達成できるよう必要な取り組みを進めていきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

➤ 障がいのある人が安心して地域で生活できる体制を整備します。

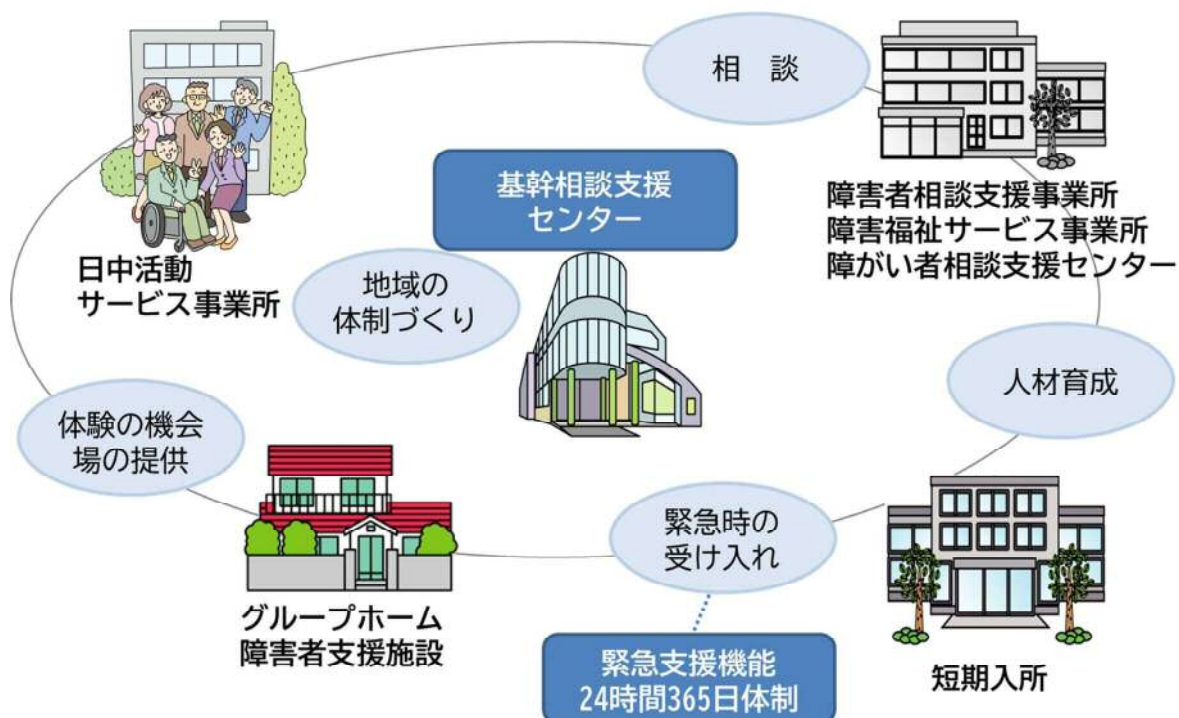
【国の方針】

- ・令和5（2023）年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・緊急時における必要な福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を継続するとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、緊急時における短期入所等への迅速な連絡体制を整備します。
- ・家族状況や本人の将来を見据えた適切な生活の場への移行を支援します（一人暮らし、グループホーム等）。
- ・地域での生活を支援する様々な社会資源による連携体制の構築等を行います。
- ・専門的な対応を行うことができる人材の育成を行います。
- ・地域生活支援拠点事業の内容について、自立支援協議会で検証及び検討します。

【地域生活支援拠点イメージ図】

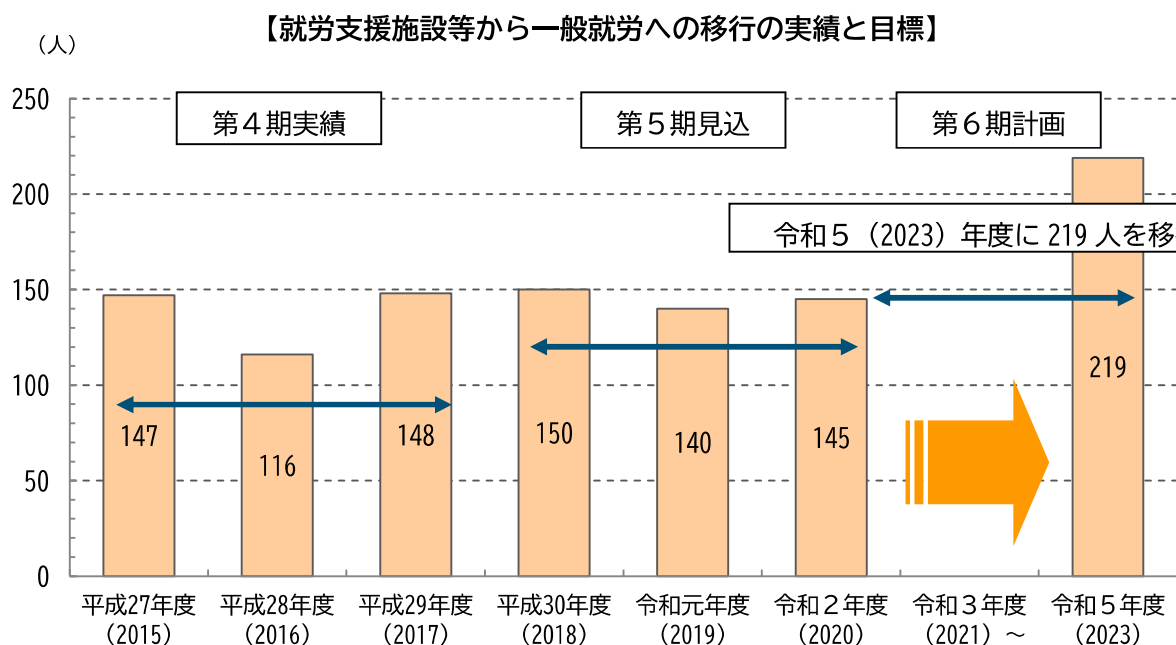


4 福祉施設から一般就労への移行

- 自立支援の観点から、地域の中でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、就労支援施設等から一般就労への移行を推進します。
- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に就労支援施設等から一般就労へ移行する人の数を目標値として設定します。
- 一般就労へ移行後の就労定着を図るため、就労定着支援事業の利用を促進します。

第2章

令和5年度の成果目標



※平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までは実績値、令和2（2020）年度は見込値、令和5（2023）年度は目標値です。

項目	実績値		見込値	目標値
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)
就労支援施設等から 一般就労への移行者数（人）	150	140	145	219

【国の方針】

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5（2023）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とします。
- ・各事業の趣旨を踏まえ、それぞれの目標値を設定します。
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.30倍以上が就労移行支援により移行
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.26倍以上が就労継続支援A型により移行
 - ・令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.23倍以上が就労継続支援B型により移行
- ・一般就労の定着を図るため、就労定着支援事業の利用者や事業所ごとの就労定着率を設定します。
- ・令和5（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用
- ・令和5（2023）年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

【目標値の考え方と取り組み】

- ・令和元（2019）年度までの実績を踏まえ、令和5（2023）年度の目標値は、219人とします。
- ・各事業からの一般就労への移行は次のとおりとします。
 - ・就労移行支援事業 164人
 - ・就労継続支援A型 30人
 - ・就労継続支援B型 25人
- ・一般就労への定着を図るため、就労定着支援の利用を促進します。
 - ・一般就労への移行者の就労定着支援事業を利用者154人
 - ・就労定着支援事業所21事業所のうち17事業所が就労定着率8割以上
- ・企業を対象とした障害者雇用支援セミナーや障害者雇用を検討又は実施しようとしている企業が円滑な障害者雇用を実現するための企業伴走型障害者雇用推進事業の実施により障害者雇用の促進を図ります。
- ・令和3（2021）年には、法定雇用率の引き上げ（2.2%→2.3%）が予定されており、企業の雇用意欲は引き続き強まるものと推測されます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援等の充実を図っていきます。
- 各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要であり、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、体制を整備していきます。

【国の方針】

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本とします。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。
- ・ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することを基本とします。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5（2023）年度までに関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

【目標値の考え方と取り組み】

- ・ 児童発達支援センターを継続して設置します。
- ・ 希望する児童が保育所等訪問支援を利用できるよう体制を維持します。
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保を維持します。
- ・ 医療的ケア児等の支援について関係機関の連携を図るため、医療的ケア児等支援協議会を継続して設置します。
- ・ 医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを令和5（2023）年度までに配置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

- 地域の相談支援体制を強化するため、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。

【国の方針】

- ・相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保します。

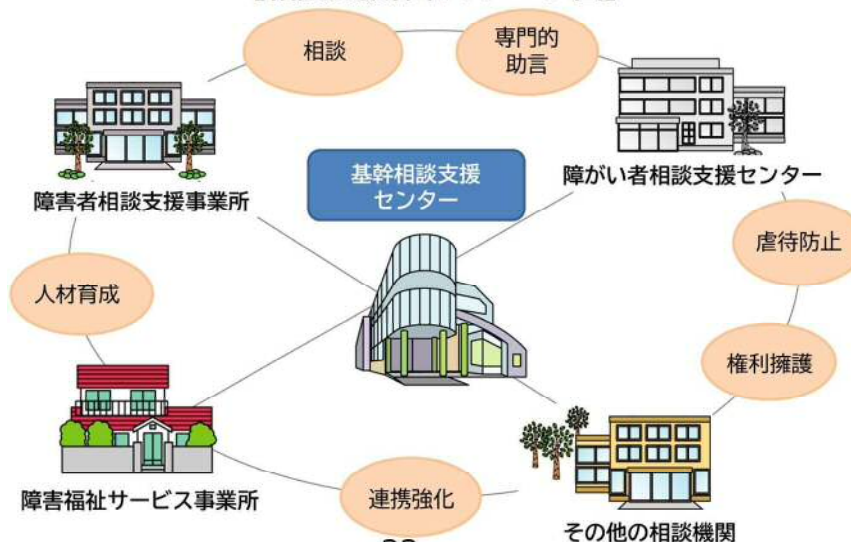
【目標値の考え方と取り組み】

- ・相談支援体制の強化・充実を図るため基幹相談支援センターを継続して設置します。
- ・基幹相談支援センターが、総合的・専門的な相談対応や地域の相談支援事業者への専門的な指導、助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化の役割を担います。
- ・自立支援協議会において、基幹相談支援センター及び市内に5つ設置する障がい者相談支援センターとともに、地域の相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

【相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組み】

項目	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
専門的な指導・助言件数	800	800	800
相談支援事業者人材育成件数	25	25	25
地域相談との連携強化の取組回数	200	200	200

【相談支援体制イメージ図】



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかわる体制の構築

- 障害福祉サービス利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行う体制を構築します。

【国の方針】

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築します。

【目標値の考え方と取組み】

- ・ 障害福祉サービス等に係る研修に市担当職員が参加し、障害福祉サービスの理解を深めます。
- ・ 障害者自立支援審査支払等システム等による請求に関する審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有することで、課題解決等についての情報交換を行う体制を構築します。
- ・ 障害福祉サービス等事業所に対する指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有し、課題や解決等の情報交換を行うことでサービスの質の向上を目指します。

